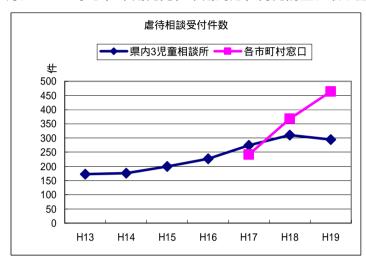
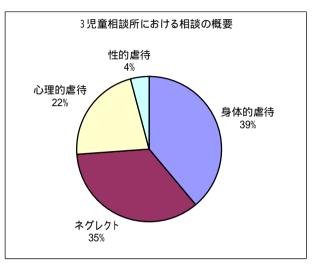
児童虐待に対応するために

全国的に、児童虐待に関わる痛ましい事件が報告されています。

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)では、学校の教職員等に対して、児童虐待の早期発見等に努めるべき努力義務を課しています。職員全体で、児童虐待への適切な理解と対応の在り方について学び、早期発見、早期対応、再発防止に取り組むことが必要です。





虐待の早期発見に、学級担任が行う毎朝の 健康観察は大きな役割を果たします。

健康観察を、先生が一人ひとり児童生徒の名前を呼んで、顔を合わせて行うことにより、普段と違う「違和感」や「小さな変化」をつかみやすくなります。例えば、表情が硬い、目を合わせない、人を近づけない様子、感情表現が乏しい、イライラしている等のほか、理由が明確でない遅刻、欠席、早退が続く場合も注意が必要です。

また養護教諭は、体や心へのアプローチを通して身体的虐待や、本人が気づきに〈いネグレクトにも気づきやすい立場にありますので、養護教諭との連携は重要です。児童生徒の「小さな変化」を日常的に交流できる体制を学校内で整えていきましょう。

総合教育センター 研修指導主事 中村誠子

【虐待を受けた子どもの学校生活上のハンディ】 大人との安定した信頼関係を築けない。 家庭等で受けた虐待行為の「反復」

感情・衝動コントロールの困難さ 学習の遅れや学習内容の定着の困難さ 食やモノへの異常なこだわり 侵入的、攻撃的行動の脅迫的な繰り返し

【学校生活での現れ・気付きのポイント】
「いつもと違う」、「何か不自然だ」を大切に
子どもと親の様子を総合的に見る
学校は「複眼」の組織
校内での情報交換が重要

「児童虐待と学校」(文部科学省作成教職員向け研修教材)より

気になる子どもはいませんか?

* そくもたちを食用から思い、たのをきするの出かなた」です
* そくもたちのを見きる ログロい行動の中から「心の知び」に
* 他のに見づいてくなるい
* そして、今をするための第19 お後後日へのお味を11

岩手県の HP 上には、虐待に関する各種リーフレットや、「児童虐待相談対応 Q&A」などの資料が掲載されています。研修や啓発資料として、御活用ください。

岩手県トップページ> 保健福祉部 > 児童家庭課 > 要保護児童支援

不適応対策に係る情報を発信していきます。不適応対策指導の参考に活用していただければ幸いです。 岩手県教育委員会事務局学校教育室生徒指導担当 (019-629-6145) http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=1813&ik=3&pnp=86&pnp=1779&pnp=1813